田原市ケーブルテレビ広告募集要項

田原市では、財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「田原市ケーブルテレビ広告放送要領」に基づきケーブルテレビティーズの田原市政情報番組「街角ネットたはら」で放送する有料広告を募集します。

1 広告を放送する媒体

(1) 名称 ケーブルテレビティーズの田原市政情報番組

(2) 規格等 市政番組(10分)内の15秒・静止画(ナレーションあり)又は

動画

(3) 放送開始日 毎週木曜日

(4) 放送回数と時間帯 1日5回放送

(午前7時20分~30分/午後0時20分~30分 午後3時20分~30分/午後6時20分~30分

午後10時20分~30分)

※ただし、放送時間は変更となる場合がある

(5) 配信対象 田原市・豊橋市・新城市地域内 約70,000世帯

2 募集内容

(1) 放送枠 田原市政情報番組「街角ネットたはら」内

(2) 募集枠数 2枠(1番組内)

(3) 放送期間 【別添】ケーブルテレビ広告募集・放送スケジュールで定め

る各期のうち最低4週、最長13週の間の任意の週数

(4) 放送料 田原市ケーブルテレビ広告放送要領に定めるとおり

(5) 放送時間 番組(10分)内の15秒

ただし、広告放送する場所の指定はできない

(6) 内容 田原市広告掲載基準に準拠する。市のイメージを損なわない内容と

する。

②第2期 毎年6月1日~7月末(10~12月放送分)

③第3期 毎年9月1日~10月末(1~3月放送分)

④第4期 毎年12月1日~翌1月末(4~6月放送分)

3 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第167条の4第2項の各号に該当しない こと。
- (3) 田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定による業種又は事業者でないこと。

4 広告放送料

田原市ケーブルテレビ広告放送要領第6条別表に規定する額とし、以下に示す。

連続した	割引率	税抜き金額	税込金額
広告放送期間	剖り卒	(千円未満切り捨て)	加 . 公立領

4週		60,000円	66,000円
5 週		75,000円	82,500円
6 週		90,000円	99,000円
7週		105,000円	115,500円
8週	1割	108,000円	118,800円
9週	JJ.	121,000円	133,100円
10週	"	135,000円	148,500円
11週	IJ	148,000円	162,800円
12週	1.25割	157,000円	172,700円
13週	IJ	170,000円	187,000円
14週	IJ	183,000円	201,300円
15週	IJ	196,000円	215,600円
16週	1. 5割	204,000円	224,400円

※16週以上連続して広告を放映する場合は、

15,000円×週数×0.85(千円未満切り捨て)×1.1 とする。

5 申込等

(1) 申込方法 田原市ケーブルテレビ広告放送申込書(様式第1号)に、別表1の

必要書類等を添付のうえ、直接もしくは郵送又はメールにて提出し

てください。

(2) 提出先 田原市役所企画部広報秘書課(田原市役所南庁舎4F)

〒441-3492 (住所不要)

電話:0531-22-0138

E メール: koho@city. tahara. aichi. jp

(3) 注意事項 「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「田原市ケー

ブルテレビ広告放送要領」をよくお読みください。

(4) その他 各募集期間中に申込ができるのは、同一申請者につき、1種

類の申請までとします。

6 選定等

(1) 選定方法 広告審査委員会で審査し決定します。(要綱第9条参照)

(2) 審査結果 田原市ケーブルテレビ広告放送許可・不許可決定通知書(様式第2

号)にて通知します。

7 放送料納付及び広告素材等提出

(1) 放送料納付 田原市ケーブルテレビ広告放送許可決定通知書に添付の納付書にて、 記載の期限までに納付してください。(前納)

(2) 広告素材等提出 田原市ケーブルテレビ広告放送許可決定通知書に記載の期限までに

提出してください。なお、広告素材データを提出する場合の放送規格等は別表2のとおりとし、メール添付又はCD-Rで提出してく

ださい。

8 関連規程

- (1) 田原市ケーブルテレビ広告放送要領
- (2) 田原市広告取扱要綱
- (3) 田原市広告掲載基準

9 問合せ先

田原市役所 企画部 広報秘書課 広報秘書係 〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-22-0138 ファックス 0531-23-1691 Eメール koho@city. tahara. aichi. jp

別表 1

No.	添付書類等
1	会社案内等(会社の概要が分かるもの)
2	法人登記に係る現在事項全部証明書
2	※個人事業主の場合は、住民票の写し
9	放送する静止画データ(案)もしくは動画データ(案)
3	※データ形式等は別表2による
4	ナレーション原稿(案)
5	その他市長が必要と認める書類

(注) 広告放送の期間が満了した後、引き続いて同じ内容の広告放送を申し込む場合は、No. 2の書類は必要ありません。

別表 2

	静止画	動画	
内容量	静止画データ1~2枚	15秒	
データ形式	JPEG または GIF、PNG	mp4	
素材サイズ	横1, 920pixel×縦1, 080	横1, 280 pixel×縦720	
	pixel	pixel 以上を推奨 ※横向きの動	
		画のみ	
その他	・文字の入力に関しては、セーフティーゾーン(画面サイズの80%以内)に収めること。 ※データ提出後、画面の空いている箇所に、田原市側で広告放送であることがわかる文言を追記する。 ・広告主の問合せ先を明記すること。 ・ナレーション原稿を提出すること。(静止画の場合は、田原市側でナレーション及び背景音楽を付けたデータを作成する。動画提出の場合もナレーション原稿は提出すること。) ・動画に背景音楽を使用する場合は、市政番組のイメージを損なわない音楽とすること。		